

追加資料

理財部

令和2年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査②

目次

ページ

令和2年度地方税制改正に伴う長崎市税条例等の改正 について	1～3
----------------------------------	-----

理 財 部
令和2年2月



令和2年度地方税制改正に伴う長崎市税条例等の改正について

1 個人住民税関係

扶養親族等申告書の様式改正等（市税条例第25条の3の2、第25条の3の3）

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、税制上の措置が見直されることに伴い、扶養親族等申告書の記載事項から「単身児童扶養者」に係る項目を削除する。

（施行日：令和2年4月1日）

「扶養親族等申告書」〈抜粋〉

○住民税に関する事項

	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和2年中の 所得の見積額
16歳未満の 扶養親族				平			円
				平			円
				平			円
※ 単身児童 扶養者	<input type="checkbox"/> 該当する場合には 左記にチェックを 付けてください。	児童扶養手当 証書の番号		生計を一にする 児童の氏名		左記の児童の 令和2年中の 所得の見積額	異動月日 及び事由

※記載事項から「単身児童扶養者」に係る項目を削除〈予定〉

2 固定資産税・都市計画税関係

現に所有している者の申告の制度化

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。

（施行日：令和2年4月1日）

（施行日以降に現に所有している者である事を知った者について適用）

3 その他所要の整備

条項整備並びに改元に伴うもの

今後議案提出予定分

1 個人住民税関係

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し(市税条例第23条の3)

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」を適用する。

(施行日:令和3年1月1日 令和3年度課税より適用)

- (2) 個人住民税の人的非課税措置の見直し(市税条例第14条)

対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しない。

(施行日:令和3年1月1日 令和3年度課税より適用)

- (3) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置の延長(市税条例附則第6条の4)

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を、令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。

(施行日:条例の公布の日 令和4年度課税より適用)

2 法人住民税関係

国税における連結納税制度の見直しに伴う対応(市税条例第21条、第29条)

国税である法人税申告が連結納税制度からグループ通算制度へ移行することに伴い、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の措置を講ずる。

(施行日:令和4年4月1日 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

3 たばこ税関係

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し(市税条例第64条)

軽量な葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこ)の課税方式について葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する。ただし令和3年9月までの1年間は「0.7g未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税する。

(施行日:令和2年10月1日 令和2年度課税より適用)

4 固定資産税・都市計画税関係

(1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大（市税条例第32条）

ア 市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとする。

イ アにより使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知するものとする。

（施行日：条例の公布の日 令和3年度課税より適用）

(2) 固定資産税の課税標準等の特例措置（わがまち特例）の延長（市税条例附則第8条の2）

ア 水防法に規定する浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。（現行特例割合：6分の5）

イ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。（現行特例割合：3分の1、6分の5）

ウ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。（現行特例割合：3分の1、2分の1、12分の7）

（施行日：条例の公布の日 令和3年度課税より適用）